

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	建築等の制限における環境保全上等の例外許可
根拠法令及び条項	都市計画法 第42条第1項
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第4条第2項第 号に該当）
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）
	<p>【内容】</p> <p>技術基準上の制限に係る基準</p> <p>許可申請等に係る建築物又は特定工作物が法第29条第1項第2号又は第3号に規定する建築物以外のものである場合又は許可申請等が法第43条第1項第1号から第3号まで若しくは第5号に該当しない場合は、当該建築物等の用途と法第33条第1項第2号、第3号、第4号及び第5号に規定する基準とを勘案して支障がないと認められること。</p> <p>立地基準上の制限に係る基準</p> <ol style="list-style-type: none"> 許可申請等に係る建築物が法第29条第1項第2号又は第3号に規定する建築物である場合 許可申請等が法第43条第1項第1号から第3号まで又は第5号に該当する場合 許可申請等に係る建築物又は特定工作物が法第34条第1号から第12号までに規定する建築物又は特定工作物である場合 開発行為に関する工事の完了後20年を経過しており(2)のいずれかに該当する場合又は開発行為に関する工事の完了後5年を経過し、予定建築物等の使用者（予定建築物等が存在しないときは開発許可を受けた者）が次の(1)に掲げるいずれかに該当する場合に行うものであって、許可申請等に係る建築物又は特定工作物が次の(2)のいずれかに該当する場合。 <ol style="list-style-type: none"> 予定建築物等の使用者に係る事由 <ol style="list-style-type: none"> 破産手続開始の決定がされた場合 次のいずれかの事情が存するもの <ol style="list-style-type: none"> 主たる生計維持者の死亡、重度障害、失踪等による世帯の経済的な破綻 計を一にする家族の一員の転地療養のための家族の転居 主たる生計維持者の転勤の又は転職による世帯の縮小 現に存する建築物における事業の廃止又は縮小 現に存する建築物に設定された抵当権に基づく裁判所による競売の開始の決定

<p>(2) 許可申請等に係る建築物又は特定工作物</p> <p>ア 次の表の左欄に掲げる建築物に対応する右欄に掲げる建築物</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>予定建築物</td> <td>許可申請等に係る建築物</td> </tr> <tr> <td>工場</td> <td>倉庫</td> </tr> <tr> <td>他の用途を兼ねる住宅</td> <td>一戸建ての住宅</td> </tr> </table> <p>イ 予定建築物と建築基準法上の概念でいう建築物の用途が異なる建築物 (外形上の用途は従前と同一であるが、その使用目的を異にするもの)</p> <p>ウ 開発区域が蓮田市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例第5 条第1項第2号イに規定する既存の集落に存する場合で、建築基準法別表第2 (ろ) 項に掲げる建築物 (その高さが10メートルを超えないものに限る。)</p> <p>エ 開発区域周辺に存する建築物等の用途及び周辺の土地利用の状況並びに 市が策定した土地利用に関する計画を勘案して、開発区域及びその周辺の 地域の環境の保全上支障がないと認められる建築物又は特定工作物</p>				予定建築物	許可申請等に係る建築物	工場	倉庫	他の用途を兼ねる住宅	一戸建ての住宅
予定建築物	許可申請等に係る建築物								
工場	倉庫								
他の用途を兼ねる住宅	一戸建ての住宅								
審査基準 設定年月日	平成18年4月1日	審査基準 最終変更年月日	平成18年4月1日						
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。) 期間 (12日【※関係機関との協議に要する期間を除く】) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第6条において準用する第4条第2項第 号に該当)								
標準処理期間 設定年月日	平成18年4月1日	標準処理期間 最終変更年月日	平成18年4月1日						
所管部署	都市整備部 建築指導課 開発指導担当								
備考									

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し
 尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定め
 を審査基準の内容欄に記載すること。